

## 富士市中規模小売店舗の出店等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が中規模小売店舗の出店状況を把握することにより、市の総合的な商業振興を図るため、中規模小売店舗の出店者に対し、出店に関する情報の提供を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「中規模小売店舗」とは、1店舗の店舗面積が、500平方メートル以上1,000平方メートル以下である店舗で、小売業（飲食店業を除くものとし、物品修理加工業を含む。）を行うためのものをいう。

(中規模小売店舗出店者の協力)

第3条 中規模小売店舗の出店者は、地域社会の一員として、当該出店に関する情報を積極的に提供する等市の行政に協力しなければならない。

(出店計画に関する情報提供)

第4条 中規模小売店舗の出店者は、当該出店に係る建築物の建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による建築確認の申請時に、中規模小売店舗出店計画書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(店舗面積の変更に関する情報提供)

第5条 前条の計画書を提出した出店者（この要領の施行日前において、市内に中規模小売店舗を経営する者を含む。）は、店舗面積を変更しようとするときは、あらかじめ中規模小売店舗出店変更計画書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。